

京都市地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月10日

京都市長 門川大作

京都市規則第38号

京都市地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

京都市地球温暖化対策条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「又は中型自動車」を「，中型自動車及び準中型自動車（車両総重量が5トン以上のもの又は最大積載量が3トン以上のものに限る。）」に改め，同項第3号中「普通自動車（以下「普通自動車」という。）及び」を「準中型自動車（車両総重量が5トン未満で，かつ，最大積載量が3トン未満のものに限る。）及び普通自動車（以下「準中型自動車等」という。）並びに」に，「うち普通自動車」を「うち準中型自動車等」に改める。

第8条第5項第1号中「第2条第14項」を「第2条第16項」に改める。

第9条第1号中「第21条第2号」を「第15条第2号」に改め，同条第2号中「第21条第3号」を「第15条第3号」に改め，同条第3号中「第21条第4号」を「第15条第4号」に改め，同条第4号中「第21条第10号」を「第15条第10号」に改め，同条第5号中「第21条第16号」を「第15条第16号」に改める。

第23条第1号中「第129条第2項」を「第128条の5第2項」に改める。

別表備考1中「第2条第1項第1号」を「第2条第1号」に改める。

第2号様式注5及び第3号様式注3中「第2条第14項」を「第2条第16項」に改める。

附 則

この規則中第3条の改正規定は平成29年3月12日から，第8条，第2号様式及び第3号様式の改正規定は大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成27年法律第41号）の施行の日から，第9条の改正規定は平成29年4月1日から，その他の改正規定は公布の日から施行する。

（環境政策局地球温暖化対策室）